

日本国憲法 前文

()の中に、正しい言葉をいれましょう。

日本国民は、正当に(1)された国会における(2)を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、(3)の行為によつて再び(4)の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに(5)が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも(6)は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の(2)がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の(7)を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、(7)を愛する諸国民の(8)と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、(7)を維持し、(9)と隷従、(10)と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、(7)のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに(11)して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、の法則に従ふことは、自国の(5)を維持し、他国と(12)関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的達成することを誓ふ。